

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について（障害者雇用）

内閣官房内閣総務官室では、障害者を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

| | |
|-------------|--|
| <u>職 種</u> | 一般事務 |
| <u>雇用形態</u> | 非常勤 |
| <u>雇用期間</u> | 令和元年6月1日から令和2年3月31日 ※採用日は、ご相談の上決定いたします。 ※採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※雇用期間終了後、勤務成績等により再雇用することも可。 |
| <u>資 格</u> | 1 次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ※下記の手帳等は応募時及び面接試験日当日において有効であることが必要です。 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 2 パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel等））が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 ア 日本国籍を有しない者 イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 成年被後見人、被保佐人 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 |

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

就業時間

9：00～17：45

※1日の勤務時間及び開始時刻・終了時刻は、1日6時間から7時間45分の間でご相談の上、決定します。

休憩時間

12：00～13：00までの60分（分割・延長等可）

給与

日給月給制

日給

6,370円～9,870円/日（勤務時間及び経験年数による）
その他に賞与、通勤手当（月額55,000円以内）、住居手当（月額27,000円以内）、超過勤務手当あり。

退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

休日

土日祝日

休暇

年次休暇10日（半年経過後に付与。再雇用時に繰越可。）

就業場所

東京都千代田区

加入保険

雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再雇用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用されます。

仕事内容

一般事務の補助（文書等の整理、ファイリング、コピー、PDF作業、郵便物や宅配物の配布、パソコンでのデータ入力、シュレッダー作業等）

※具体的な仕事内容は適性に応じて配慮しますので、ご相談ください。

採用人数

1名

応募要領

市販の履歴書（カラー写真貼付）に必要事項を記載の上、次の宛先まで郵送願います。

※応募書類は返却いたしません。

<宛先及びお問合せ先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣総務官室 総務担当

電話（03）5253-2111代 内85104

募集期限

令和元年5月17日（金）必着

試験

書類選考後、合格者に対し面接を行い、採用者を決定します。書類審査の結果、面接を行うこととなった方のみ面接の日時・場所をご連絡いたします。（就労支援機関様同席可）